宿泊税に関する手続きの流れ

すべての宿泊施設の方は**「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」**又は**「登録義務免除対象宿泊施設届出書」**の**いずれかの提出が必要**です。
以下の流れを参考に手続きをお願いします。

宿泊料金

税抜き・素泊まりの
１人１泊あたりの宿泊料金は
6,000円未満か

例１

宿泊料金	8,800円
うち消費税	800円
うち食事代	1,000円
宿泊料金	7,000円

例２
１室あたりの料金設定で
１人で宿泊した際には
6,000円以上のとき

例３

宿泊料金	8,800円
うち消費税	800円
うち食事代	3,000円
宿泊料金	5,000円

登録の手続き

令和８年１月８日まで

6,000円以上のとき

「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を提出してください。

＜添付書類＞
①旅館業営業許可書の写し
　又は
　住宅宿泊事業に係る
　届出番号通知書の写し
②宿泊料金が分かる書類
③口座番号が分かる書類

6,000円未満のとき

「登録義務免除対象宿泊施設届出書」を提出してください。

＜添付書類＞
①旅館業営業許可書の写し
　又は
　住宅宿泊事業に係る
　届出番号通知書の写し
②宿泊料金が分かる書類

登録手続きにあわせて

該当者のみ

実質的経営者が異なるとき

宿泊事業者とは別の方が特別徴収義務者になりたいときは、左記の申請にあわせて次の書類を提出してください。

＜必要書類＞
①実質的経営者である旨の申立書
②宿泊事業者と実質的経営者の間で締結した委託契約書の写し等

手続きは終了です。

✓料金改定によって6,000円以上の宿泊が発生した際には、上記の手続きを行う必要があります。

✓宿泊に関する帳簿や関係書類の作成、保存をお願いします。

✓帳簿や関係書類の確認のため税務調査を実施する場合がありますので、御協力お願いします。

課税開始（令和８年１月１３日）後

令和８年５月以降

申告納入期限の特例

課税開始後、２月、３月、４月分の宿泊について一定の要件を満たす場合で、特例の適用を希望するときは「宿泊税に係る特例承認申請書」を提出してください。

特例の適用により、３か月分をまとめた年４回の申告納入期限とすることができます。

＜要件＞
①申請書の提出月の前３か月の宿泊税額の月平均納入金額が３０万円以下であること
②宿泊施設の経営開始後１年かつ特別徴収義務者の登録から３月を経過していること　など

※その他の要件、詳細は「手引き」のP15をご覧ください。
※令和８年５月宿泊分までは全施設毎月の申告となります。

＜特例適用後の申告納入期限＞

宿泊のあった月	申告納入期限
３月分、４月分、５月分	６月末日
６月分、７月分、８月分	９月末日
９月分、１０月分、１１月分	１２月末日
１２月分、１月分、２月分	３月末日